

○独立行政法人国民生活センター役員退職手当支給規程

平成 15 年 10 月 1 日 規程第 7 号
最終改正 令和 4 年 6 月 1 日 規程第 2 号

(総則)

第 1 条 独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）の常勤の役員（以下「常勤役員」という。）の退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

(退職手当の受給者)

第 2 条 退職手当は、常勤役員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合は、その遺族）に支給する。ただし、その常勤役員の退職が次の各号の一に該当する場合には支給しない。

- (1) 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 23 条第 2 項の規定により解任された場合（同項第 1 号の規定により解任された場合を除く。）
- (2) 禁錮以上の刑に処せられたことにより退職した場合

(退職手当の額)

第 3 条 退職手当の額は、在職期間 1 月につき、退職の日におけるその者の俸給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じた額に、主務大臣が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。ただし、第 6 条後段及び第 6 条の 2 第 1 項の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1 月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの俸給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額に主務大臣が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(退職手当の支給制限)

第 4 条 常勤役員の退職手当の支給に係る一時差止及び返納の取扱いについては、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号。以下「退手法」という。）第 12 条第 1 項及び第 3 項並びに同法第 12 条の 2 第 1 項、第 3 項、第 4 項及び第 7 項並びに同法第 12 条の 3 第 1 項の規定を準用する。この場合において、第 12 条第 1 項中「職員」とあるのは「常勤役員」と、第 12 条の 2 第 1 項、第 3 項、第 4 項及び第 7 項並びに第 12 条の 3 第 1 項中「各省各庁の長」とあるのは「理事長」と、第 12 条の 2 第 1 項中「公務」とあるのは「センター業務」と読み替える。

(在職期間の計算)

第5条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1月と計算するものとする。

2 第3条第1項ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(再任等の取扱い)

第6条 常勤役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の常勤役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする常勤役員に任命されたときも同様とする。

(退職手当に係る特例)

第6条の2 役員のうち、理事長又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員（退手法第2条第1項に規定する職員をいう。）となるため、退職をし、かつ、引き続き国家公務員として在職した後、引き続き再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続きいた期間とみなす。

2 前項の規定による場合において、国家公務員として在職期間の第3条ただし書の適用に係る俸給月額については、国家公務員として在職した期間の役職等を斟酌し、理事長がその都度定める。

3 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き役員となるため退職し、かつ、引き続き役員となった場合におけるその者の役員としての引き続きいた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。

4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き国家公務員になった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続き国家公務員となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。

5 第3項の規定に該当する役員が退職した場合（前項の規定に該当する退職の場合

を除く。)における退職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、当該役員の退職日に国家公務員に復帰し、国家公務員として退職した場合の第3項の規定に該当する役員としての在職期間(国家公務員として引き続いた在職期間を含む。)を退手法第7条第1項に規定する在職期間とみなし、同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合における役員の退職の日における俸給月額、当該役員が第3項の規定に該当する役員となるため退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎に、当該役員の役員としての引き続いた在職期間等を勘案し理事長が定める額とする。

- 6 第1項の規定に該当して退職手当を支給する場合における業績勘案率の適用については、国家公務員として在職した期間を役員としての在職期間とみなし、その在職期間の業績勘案率は1.0として計算する。第3項の規定に該当し、退手法の規定を準用して退職手当を支給する場合における業績勘案率の適用については、退手法第7条第1項に規定する在職期間とみなされた月数のうち、役員として在職した月数と当該役員の業績勘案率を勘案し理事長が定める。

(退職手当の支給)

- 第7条 退職手当は、所得税その他法令等により控除すべき額を控除し、その残額を、特別の事由のある場合を除き、主務大臣から当該常勤役員の業績勘案率の決定通知を受けた日から1月以内に支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該役員の業績勘案率の決定までに相当の期間を要することが見込まれる場合は、その者の申出により退職手当の概算払をすることができる。この場合において、主務大臣からその者の業績勘案率の決定通知を受けたときは、原則として1月以内に清算するものとする。
- 3 前項の規定により退職手当の概算払の額を計算する場合における第3条の規定の適用については、同条中「主務大臣が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率」とあるのは「在職期間のうち退職した日の属する事業年度の前事業年度までの期間に対応する業績に応じて理事長が定める率」とする。
- 4 第2項後段の規定による計算の結果過払金があった場合には、理事長は速やかに過払金返納の告知手続をとり、告知を発した日の翌日から起算して2週間以内に当該過払金を返納させるものとする。

(遺族の範囲及び支給順位)

第8条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(届出をしないが、常勤役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情に

あった者を含む。)

- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で常勤役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - (3) 前号に掲げる者以外、常勤役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にし、第3号に掲げる者については、常勤役員と親等の近い者を先にする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族の受給資格証明)

第9条 遺族が退職手当の支給を受けようとするときは、戸籍謄本及び住民登録謄本等遺族である事実を証明する書類を提出しなければならない。

(端数の取扱い)

第10条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(実施細則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 独立行政法人国民生活センター役員給与規程を改正する規程(平成18年3月31日規程第6号。以下「改正給与規程」という。)附則第2項の規定による俸給を支給される常勤の役員に関する第3条の規定の適用については、当分の間、同項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と改正給与規程附則第2項の規定による俸給の額との合計額」とする。

附 則 (平成16年2月3日規程第23号)

- 1 この規程は、平成16年2月3日から施行し、同年1月1日から適用する。

2 平成 16 年 1 月 1 日（以下「基準日」という。）の前日に現に在職する役員が基準日以降引き続き在職した後に退職した場合における退職手当の額は、改正後の規程第 3 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) 退職の日における俸給月額に任命の日から基準日の前日までの在職期間につき 100 分の 28 の割合を乗じて得た額

(2) 退職の日における俸給月額に基準日から退職の日までの在職期間 1 月につき 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額に、改正後の規程第 3 条に規定する業績勘案率を乗じて得た額（基準日から退職の日までの期間において役職を異にする役員に任命された者にあつては、退職の日における当該異なる役職ごとの本俸月額に基準日から退職の日までの役職別期間 1 月につき 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た業績勘案率を乗じて得た額）

3 前項の場合において、各在職期間（役職別期間を含む。以下同じ。）の月数の計算については、それぞれ暦に従って計算するものとし、1 月に満たない端数を生じたときは 1 月と計算するものとする。ただし、各在職期間の合計月数が改正後の規程第 5 条の規定により計算した在職期間の月数を超えるときは、端数の少ない在職期間の月数から当該超える月数に達するまで順次 1 月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の在職期間の月数から同様に 1 月を減ずるものとする。

4 第 2 項第 1 号の規定による額は、その者の勤務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

附 則（平成 18 年 8 月 30 日規程第 3 号）

この規程は、平成 18 年 8 月 30 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日規程第 7 号）

1 この規程は、平成 25 年 3 月 31 日から施行する。

2 退職手当の額においては、当分の間、規程第 3 条で算出された総額に 100 分の 98 の割合を乗じて得た額とする。

附 則（平成 25 年 9 月 30 日規程第 5 号）

1 この規程は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

2 当分の間、退職手当の支給額は、規程第 3 条に規定するところにより算出された支給額に 100 分の 93.34 の割合を乗じて得た額とする。

3 この規程の規定による改正後の前項の適用については、同項中「100 分の 93.34」とあるのは、平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までの間においては「100 分の 96」とする。

附 則（平成 27 年 8 月 12 日規程第 1 号）

- 1 この規程は、平成 27 年 8 月 12 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日に在職する者から適用する。
- 2 附則（平成 25 年 9 月 30 日規程第 5 号）第 2 項中「93.34」を「95.24」に改める。
- 3 平成 27 年 4 月 1 日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた退職手当は、改正後の規程の規定による退職手当の内払いとみなす。

附 則（平成 27 年 8 月 21 日規程第 4 号）

この規程は、平成 27 年 8 月 31 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 27 日規程第 14 号）

- 1 この規程は、平成 30 年 3 月 27 日から施行し、平成 30 年 1 月 1 日に在職する者から適用する。
- 2 附則（平成 27 年 8 月 12 日規程第 1 号）第 2 項中「95.24」を「92.30」に改める。
- 3 平成 30 年 1 月 1 日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた退職手当は、改正後の規程の規定による退職手当の内払いとみなす。

附 則（令和 4 年 6 月 1 日規程第 2 号）

- 1 この規程は、令和 4 年 6 月 1 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日に在職する者から適用する。
- 2 附則（平成 30 年 3 月 27 日規程第 1 号）第 2 項中「92.30」を「83.70」に改める。
- 3 令和 4 年 4 月 1 日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた退職手当は、改正後の規程の規定による退職手当の内払いとみなす。